(b) 当該一方の締約国が申請に不備があると判断する場合には、承認を要請したサービス提供者に対し、当該一方の締約国がその不備を通知すること。なお、当該一方の締約国により申請が不適格であると判断されたサービス提供者に対し、当該サービス提供者が承認を得るための方法を少なくとも一つ提供するよう、当該一方の締約国は努める。

注釈　承認を得るための方法には、当該一方の締約国において資格若しくは免許を有する自由職業家の監督の下で追加的な経験を得ること、特定の分野において追加的な学術上の研修若しくは試験を受けること又は語学試験を受けることが含まれるが、これらに限らない。

第三条　情報の提供

1　一方の締約国は、次の事項に関する情報（関係する法的根拠への言及を含む。）を他方の締約国のサービス提供者の要請に応じて提供する照会所を指定する。

(a) 少なくとも規制されたサービスに関して、免許の取得、更新若しくは保持のための要件及び手続又は資格要件

(b) 前条の規定に従って承認を要請するための手続であって、サービス提供者が利用可能なもの

2　一方の締約国は、そのような照会所の連絡先の詳細を他方の締約国に提供する。

3　一方の締約国は、他方の締約国の要請があった場合には、前条に規定する自国の手続に関する協議を行い、及び承認に関する情報を提供する。

第四条　資格の承認

一方の締約国は、特に自由職業サービスの分野において、サービス提供者に対し許可、免許又は資格証明を与えるための自国の関連する基準の全部又は一部を適用する上で、自国の領域内の権限のある当局及び専門機関に対し、特に同等性に基づいて他方の締約国において得られたサービス提供者の資格を承認するよう奨励する。

附属書六（第六章関係）　金融サービス

第一条　適用範囲及び定義

1　この附属書の規定は、金融サービスの貿易に影響を及ぼす締約国の措置について適用する。

注釈　「金融サービスの貿易」は、第四十四条(t)の定義に従うものと了解する。

2　この附属書の規定の適用上、

(a) (i)　「金融サービス」とは、金融の性質を有するすべてのサービスであって締約国の金融サービス提供者が提供するものをいう。金融サービスは、すべての保険及び保険関連のサービス並びにすべての銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）から成り、次の活動を含む。

保険及び保険関連のサービス

(A) 元受保険（共同して行う保険を含む。）

(aa) 生命保険

(bb) 生命保険以外の保険

(B) 再保険及び再々保険

(C) 保険仲介業（例えば、保険仲立業、代理店業）

(D) 保険の補助的なサービス（例えば、相談サービス、保険数理サービス、危険評価サービス、請求の処理サービス）

銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）

(E) 公衆からの預金その他払戻しを要する資金の受入れ

(F) すべての種類の貸付け（消費者信用、不動産担保貸付け、債権買取り及び商業取引に係る融資を含む。）

(G) ファイナンス・リース

(H) すべての支払及び送金のサービス（クレジット・カード、旅行小切手及び銀行小切手を含む。）

(I) 保証

(J) 自らの又は顧客のために行う次のものの取引（取引所取引、店頭取引その他の方法のいずれで行われるかを問わない。）

(aa) 短期金融市場商品（小切手、手形及び預金証書を含む。）

(bb) 外国為替

(cc) 派生商品（先物及びオプションを含む。）

(dd) 為替及び金利の商品（スワップ、金利先渡取引等の商品を含む。）

(ee) 譲渡可能な有価証券

(ff) その他の譲渡可能な証書及び金融資産（金銀を含む。）

(K) すべての種類の有価証券の発行への参加（公募で行うか私募で行うかを問わず委託を受けた者として行う引受け及び売付け並びに当該発行に関連するサービスの提供を含む。）

(L) 資金媒介業

(M) 資産運用（例えば、現金又はポートフォリオの運用、すべての形態の集合投資運用、年金基金運用、保管、預託及び信託のサービス）

(N) 金融資産（有価証券、派生商品その他の譲渡可能な証書を含む。）のための決済及び清算のサービス

(O) 他の金融サービスを提供する者による金融情報の提供及び移転、金融データの処理並びに関連ソフトウェアのサービス

(P) (E)から(O)までに規定するすべての活動についての助言、仲介その他の補助的な金融サービス（信用照会及び分析、投資及びポートフォリオの調査並びにこれらについての助言並びに企業の取得、再編及び戦略についての助言を含む。）

(ii)　「金融サービス提供者」とは、金融サービスを提供することを希望し、又は提供している締約国の自然人又は法人をいう。ただし、金融サービス提供者には、公的機関を含まない。

(iii)　「公的機関」とは、次のものをいう。

(A) 締約国の政府、中央銀行若しくは金融当局又は締約国が所有し、若しくは支配する機関であって主として政府の機能の遂行若しくは政府のための活動の実施に従事するもの（主として商業的な条件に基づき金融サービスの提供に従事する機関を除く。）

(B) 中央銀行又は金融当局が通常遂行する機能を遂行している私的機関。ただし、当該機能を遂行しているときに限る。

(b) 第四十四条(n)において用いる「政府の権限の行使として提供されるサービス」とは、次の活動をいう。

(i) 中央銀行又は金融当局が行う活動及びその他の公的機関が金融政策又は為替政策を遂行するために行う活動

(ii) 社会保障又は公的年金計画に係る法律上の制度の一部を形成する活動

(iii) 公的機関が政府の勘定のために若しくは政府の保証の下に又は政府の財源を使用して行うその他の活動

(c) 締約国が自国の金融サービス提供者に対し(b)(ii)又は(iii)に規定するいずれかの活動について公的機関又は金融サービス提供者との競争を行うことを認める場合には、第四十四条(n)に定める「サービス」には、当該活動を含める。

(d) 第四十四条(q)の規定は、この附属書の規定の対象となるサービスについては、適用しない。

3　「新たな金融サービス」とは、金融の性格を有するサービス（既存の又は新たな商品に関連するサービス及び商品が納入される態様を含む。）であって、金融サービス提供者によって一方の締約国の区域内においては提供されていないが他方の締約国の区域内又はその他の世界貿易機関の加盟国においては提供されているものをいう。